

就学援助 ―入学する前に学用品費が支給されます―

広島市では、経済的な理由により、お子さまを小・中学校へ就学させるのにお困りの方に対して、学用品費や給食費などの一部を援助しています。

令和9年4月に小学校へ入学予定のお子さまがいる保護者のうち、次の支給要件に該当する方に対して、入学する前に「新入学学用品費」を支給します。

なお、今回、申請されなかった場合は、入学時に学校から配布される「令和9年度 就学援助制度について(お知らせ)」により、入学後(4月中)に「新入学学用品費」以外の費目と併せて申請することができます(今回「新入学学用品費」の入学前支給を受けた場合には、令和9年度就学援助費の「新入学学用品費」を重ねて受けることはできません。)

1 入学前に支給を受けることができる方(支給要件)

次の「ア」「イ」「ウ」の全てに該当し、申請理由「区分2～10」のいずれかに該当する方

ア お子さまが令和9年4月に国公立又は私立の小学校へ入学される方

(特別支援学校の小学部又は各種学校へ入学予定の場合は、支給対象となりません。)

イ 令和9年4月1日まで引き続いて広島市に住所を有する見込みの方

ウ 令和9年1月1日時点における就学援助の審査結果が「認定」の見込みの方

※ 就学援助の認定に際しては、世帯員全員の市民税課税情報、住民基本台帳上の住民情報及び申請理由の各制度の情報を各関係機関に確認します(詳しくは、別紙「入学前支給申請書」の「委任・承諾」欄を御覧ください。)

※ ア・イ・ウに該当しなくなった場合は、支給を受けた「新入学学用品費」は全て返還していただきます。

区分	申 請 理 由		申請に必要な証明書類等（返却しません。）	
1	生活保護を受けている方		申請できません（生活保護費から支給されます。）	
2	令和7年 4 月 1 日以降に生活保護が停止又は廃止になった方		生活保護廃止決定通知書の写し	
3	市民税、個人事業税、固定資産税のいずれかの減免を受けている方（市民税のみ世帯員全員が減免の場合）		市民税・県民税賦課決定通知書又は減免通知書の写しなど	
4	世帯の 20 歳以上の方全員が国民年金保険料の申請免除を受けている方（納付猶予された方を含みます。）		世帯の 20 歳以上の方全員の国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し	
5	国民健康保険料の減免又は徴収猶予を受けている方		国民健康保険料減免申請等に伴う決定書の写し	
6	児童扶養手当の支給を受けている方		児童扶養手当証書の写し	
7	生活福祉資金の貸付を受けている方		生活福祉資金貸付決定通知書の写し	
8	雇用保険の失業給付を受けている方		雇用保険受給資格者証の写し（両面） ※雇用保険の受給者以外の世帯員については、別途、所得等の審査を行います。	
9	経済的にお困りの方（生活保護世帯を除く、収入の少ない世帯。下記の所得は目安です。）			
	令和8年1月1日から現在まで、 広島市に住所がある方		証明書類は必要ありません。※所得情報が確認できない場合は、後日、提出をお願いすることがあります。	
	令和8年1月1日現在は、 広島市外に住所があった方		住所があった市区町村が発行する令和8年度(令和7年中)の所得の証明書（コピー可） ※詳しくは裏面の4を御確認ください。	
	認定基準は以下のとおりです。世帯員の年齢・学年により金額は異なりますので、大まかな目安としてください。 ※該当するか否かについて、申請書提出前のお問合せには対応しておりません。			
	世帯人数 (世帯構成)	2人 (親1人・新小学1年生)	3人 (親2人・新小学1年生)	4人 (親2人・中学2年生・新小学1年生)
認定基準 (給与収入の目安)	約203万円 (約372万円)	約244万円 (約431万円)	約299万円 (約510万円)	約338万円 (約565万円)
〔注1〕 年間総所得とは…給与と所得者の場合は、源泉徴収票の給与と所得控除後の金額です。事業所得者の場合は、年間収入金額から必要経費を引いた金額です。マイナス所得等は0円とみなして合算し、損益通算、損失の繰越控除は適用しません。世帯の中で2人以上所得がある場合は、世帯全員の所得を合算した額です。適用される所得控除は、社会保険料控除、小規模共済等掛金控除、生命保険料控除(限度額 35,000 円)です。				
〔注2〕 支出面（住宅ローン・進学費用・返済金等）については考慮しませんので、あらかじめ御承ください。				
10	その他特別な事情があり、現在お困りの方 ・今年になって世帯の収入が激減した場合（定年退職等を除く） ・離婚協議中で別居している場合 ・災害にあった場合 など		収入激減した世帯員の直近3か月の収入（給与・賞与）が分かるもの（給与明細・賞与明細等）又は失業、休職したことが確認できる書類など。離婚協議中の場合は調停書類など。 状況に応じて必要な書類が異なりますので、学事課へ御相談ください。	

(注1) 広島市以外に住所がある方は、他の市町村の就学援助制度を利用できる場合がありますので、住所地の教育委員会へ御相談ください。

(注2) 母子生活支援施設入所による入学支度金など趣旨の給付を受けられる場合、就学援助費から新入学学用品費は支給できません。

2 入学前支給の内容

支給額：小学校入学予定のお子さま1人につき 64,300円

支給時期：令和9年2月末（予定） ※保護者（申請者）の口座に直接振り込みます。

3 申請の方法

就学援助費「新入学学用品費」入学前支給申請書に必要事項を記入し、申請に必要な証明書類等を添えて提出してください。

提出の際に証明書類を添えることができない場合、又は証明書類を添えるのが遅れる場合は、申請書を先に提出し、証明書類を添えられない事情等を教育委員会学事課へ御相談ください。

申請書提出期限：令和8年12月7日（月）

申請書提出先：就学時健康診断を受診する小学校 又は 広島市教育委員会学事課
（健康診断の日に小学校の指定する場所に提出） （学事課は郵送受付可）

4 申請理由「9 経済的に困りの方」の世帯の所得による審査について

- 広島市外で課税されている方は、所得の証明書類の添付が必要です。※源泉徴収票ではありません。
所得の証明書類は、市町村によって「所得証明書」「課税証明書」などと名称が異なる場合があります。
広島市以外の市町村に請求される場合は、各市町村の担当課に確認して「所得額、所得控除額などが記載されている証明書」を郵便等で請求してください。
- 令和3年度の所得から税制改正が適用（給与所得控除等から基礎控除への10万円振替）されたため、給与所得、公的年金所得のいずれかがある方については、総所得金額から10万円を控除します。
- 所得更正等があった場合には、再度、所得による審査を行います。その結果、認定基準を上回った場合は、支給した「新入学学用品費」を返還していただきますので、あらかじめ御了承ください。

5 「新入学学用品費」以外の費目の支給について

「新入学学用品費」の入学前支給を受けられた方であっても、「新入学学用品費」以外の令和9年度就学援助費（学用品費等）の支給を希望される場合は、入学時に学校で配布される「令和9年度就学援助制度について（お知らせ）」により別途申請が必要です。

<記入例>

児童が申請者と同居している場合、生計に関する申立書が必要です。
※学事課へお尋ねください。

収入の有無について○をつけてください（障害年金等の非課税収入のみの収入の場合は「無」に○をしてください。）

全ての質問にチェックし、「はい」の場合は世帯状況欄に記入してください。

申請者は、父母のどちらでもかまいません。

フリガナ	本人との続柄	生年月日	令和9年度入学予定の小学校	申請者との同居・別居の別	申請理由（該当記号に○をしてください）
氏名	本人	平 令	市立 国立・私立	同居・別居（申請書必要）	2 生活保護の停止又は廃止
〇〇 〇〇	本人	〇.〇.〇	〇〇 小学校	同居・別居（申請書必要）	3 市民税の減免、個人事業税の減免、固定資産税の減免
フリガナ	本人との続柄	生年月日	現在の小中学校名	令和8年中収入（11～12月）	令和7年1月1日の住所
〇〇 太郎	父	大 平 令	〇〇 中学校	有・無	市内・市外
〇〇 花子	母	大 平 令	〇〇 中学校	有・無	市内・市外
〇〇 〇	兄	〇.〇.〇	〇〇 中学校	有・無	市内・市外
〇〇 〇	姉	〇.〇.〇	〇〇 中学校	有・無	市内・市外
〇〇 〇	祖父	〇.〇.〇	〇〇 中学校	有・無	市内・市外

家族情報について（チェックしてください。）※令和9年1月1日現在の状況を記入してください。	
ひとり親家庭である（祖父母と同居の場合も含む）	☐ はい ☒ いいえ
祖父母等、住民票が別世帯の同居者がいる	☐ はい ☒ いいえ 上の世帯状況欄に同居者全員を書いてください。
進学などで、同一生計で別居している家族がいる	☐ はい ☒ いいえ 上の世帯状況欄に別居している家族を書いてください。
父母が専任者などで他の場所に住んでいる	☐ はい ☒ いいえ 上の世帯状況欄に書き、次の欄も書いてください。
※赴任先の光熱水費等の領収書を添付してください。（住所：東京都〇〇区〇〇 氏名：父 〇〇太郎）	

委任・承諾	
1 就学援助の認定に際し、審査が必要と認める場合には、審査員の属す以下同じ。の以下の事項について同意します。なお、このことについて、	
(1) 所得額及び住民税額等市町村税の課税上把握されている情報を市町村担当	
(2) 住民基本台帳の住民情報及び上記申請理由の各制度の受給状況等の情報を	
(3) 申請に際しての就学援助の認定及び支給に関する情報を	
次のいずれかに該当する場合、支給を受けた「新入学学用品費」を全額返	
(1) 所得更正及び世帯状況の変更等により、令和9年1月1日時点の審査結果	
(2) 令和9年4月1日時点において広島市に住所を有しない場合	
(3) 新入学予定児童が国公立又は私立の小中学校に入学しなかった場合	
(4) 生活保護の入学準備金又は母子生活支援施設入所による入学支援金など同	

申請書提出前に、必ずチェックしてください。	
☒ 申請に必要な証明書類等（1ページ参照）を添付した	☒ 「委任・承諾」欄の内容を確認した
☒ 通帳のコピーを裏面に貼り付けた	

申請理由を一つ選び、それに対応する証明書類を申請書に添付して提出してください。

市外に住所があった方で、申請理由が9の場合は、所得の証明書類を一緒に提出してください。
※令和8年1月1日時点で高校生以下の方は不要です。

通帳のコピー（銀行名・支店名・口座番号・口座名義が分かる部分のみ）を申請書の裏面に貼り付けて提出してください。
なお、口座は申請者と同じ名義に限ります。
※振込先は日本国内で預金を取り扱う全ての金融機関の国内本支店を指定いただけます。

チェックをしてください。

入学前支給のことで、分からないことがありましたら、広島市教育委員会 学事課へ御相談ください。

電話：(082) 504-2469 FAX：(082) 504-2509 E-mail：gakujika@city.hiroshima.lg.jp
住所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目7-40 AP エルテージ国泰寺ビル 4階